

<http://www.ombnagoya.gr.jp/>

e-mail office@ombudsman.jp

# 名古屋城天守閣木造化にブレーキ

# 石垣部会は保存活用計画（案）認めず

# 市は半数が天守閣に登れない試算示す

河村市長が強引に推し進める名古屋城天守閣木造化ですが、計画が具体化するにつれて矛盾がより明らかになってきました。

# これまでの進め方

## 順序がデタラメ

名古屋城天守閣木造化は全額を入場料でまかなうという前提で市として方針を定めたとしてますが、2012年に策定し現在有効な「全体整備計画」では『現在の鉄筋天守を活用していく』となっています。しかし名古屋市は17年7月から木造復元のため「金シャチ募金」を先行して集め始めました。

名古屋市議会は17年3月に基本設計+石垣基礎調査予算8億4721万6844円を議決しましたが、その後の実施設計、現天守閣解体、木造復元建設などはそれぞれ予算を通す必要があり、議決を得られなくとも名古屋市は竹中工務店に賠償する義務はありません。基本設計+石垣基礎調査は2018年2月末が期限です。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/170509-2.pdf> しかし耐火・耐震等の検討について、「史実に忠実」とどう調整するのか、どんな現代技術を「添付」するのか、さらにどこで誰が決定するのかすら決まっておらず、基本設計が完了する見込みが立っておりません。

2018年3月までに上記「全体整備計画」に変わる保存活用計画(案)(後述)を策定予定で、その後、収支予測・来場者予測を公表し、エレベータ設置の有無の方針

決定する予定です。22年12月までに木造天守閣竣工予定です。

そんな中、天守台石垣内部の石垣詳細調査3億4000万円が17/12/7に名古屋市議会で議決されました。名古屋市は「木造復元に伴う調査及び工事」のためとして、2018年5月7日から天守閣竣工まで現天守閣を立ち入り禁止にすると発表しましたが、調査開始のめどは立っていません。

名古屋市は、「木造復元ありき」で進んでおり、通常の順序を踏まえていません。

# 瀬口座長発言で石垣 調査がストップ

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会は、天守台石垣が戦災でダメージを受けているとして、早急な保全を求め続けてきました。しかしながら、17/10/13に天守閣部会座長の瀬口哲夫名古屋市立大名誉教授の「石垣部会は安全性を考えていない」発言に激怒し、撤回・謝罪をするまで石垣部会を開かず、石垣調査の助言も行わない、石垣部会解散も辞さずとしました。

名古屋市は、竹中工務店と基本設計+石垣基礎調査の委託契約を18年2月末まで結んでいる関係上困り果て、河村市長が瀬口座長と面談し、10/13発言の撤回を直接促しましたが、瀬口座長は拒否しました。

# 元大阪城館長「長寿

# 命化した大阪城は あと100年持つ

17/12/16に日本共産党名古屋市会議員団が開催した「まだ止められる 2022年名古屋城天守閣木造化」シンポで、元大阪城館長の渡辺武氏は「鉄筋コンクリート製の大坂城は1997年に耐震改修と長寿命化し、あと100年は持つ計算だ」と述べた。

# **市議会「チエアリフト使用中は、来場者ストップか？」**

17/12/25名古屋市経済水道委員会で、浅井正仁市議(自民・中川区)は、年間400万人入れようとすると最高1日何人来場するかを尋ねたところ、名古屋市は「今後の設計によるが、姫路城だと最高で1日25000人來た。来場時間を実質8時間とした場合、1時間3000-3500人」としました。また、「姫路城は最大1時間800人を超えた場合入城制限をした。名古屋城は床面積2倍なので、1時間1500人くらいを考えている。」としました。

名古屋市はエレベーターを設置せず、チェアリフトなど代替案を検討していることに対し、浅井市議は「チェアリフトで最上階に登るのに30分かかる。障害者団体がバスで来た時に迷走する」と述べた。

べ、市も「チェアリフトを使用中は階段の利用を停止する」としました。

## ピーコ時試算 来場者の半数しか 天守閣に登れず

上記試算がでても市議は誰も指摘しませんでしたが、ピーコ時は1時間当たり3000-3500人が名古屋城敷地を訪れる計画だが、木造天守閣には半分の1500人しか登れないという試算を市が自白しています。全国だけでなく全世界から名古屋城に来る、といつておきながら、半数は天守閣に登れないとなると、だれがそんな名古屋城を訪れるでしょうか。

来場者が少なければ、「全額を入場料でまかねう」とした市の試算が破綻します。

## バリアフリー検討 庁内チームは非公開 議論の内容は不存在

名古屋市は「第1回 名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議」を17/12/28に非公開で開催しました。名古屋市民オブザーバーは「上記会議の議論の内容がわかるもの」を情報公開請求しましたが、18/1/11に「請求時点において作成しておらず、不存在」という決定がでました。

## 財政局は実施設計 予算に反対

18/1/10に名古屋市は「平成30年度予算要求に対する財政局査定内容の公開」を行いました。

観光文化交流局は名古屋城天守閣の整備(天守閣の整備にかかる実施設計、史跡内仮設工事、設計監理等支援業務委託等

債務負担行為 天守閣木造復元の実施設計として10億4100万

円を予算要求しましたが、財政局は「現段階では未計上」とし、財政局としては明確に反対姿勢を示しました。

今後市長査定で予算をつけるかどうかですが、18/2/19から開会される名古屋市議会で、これほど問題がある実施設計予算を可決することは到底許されません。

## 木造復元明記の「保 存活用計画(案)」

名古屋市は新たに木造天守を目指すと明記した「保存活用計画」を2018年3月に策定する予定で、今後文化庁の確認を得ようとし、2018/1/16-2/15までパブコメを募集しています。<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000101416.html> そのため、本来は「耐震改修ではなく木造復元に変更するかを説明する」市民説明会を開くはずでしたが、なぜか市は「木造天守閣復元の進捗状況を市民に報告する」としか説明していませんでした。

## 5区での説明会で 市説明の矛盾が露呈 代表的質問と回答

18/1/16-24まで、全5区で市民に説明会を開催しました。延べ340人ほどの参加がありました。質問は合計34人でしたが、うち9割は木造復元に反対もしくは疑問でした。市は説明資料を配付せず、さらに質問を一方的に打ち切り、質問用紙を出せば後日ホームページ上で回答すると言うのみ。代表的な質問と回答と、回答のおかしさは以下です。

【質問1】名古屋市は、最大1時間に3000人名古屋城に来るも、木造天守閣には最大1時間1500人しか登れない試算を出しているが、登れない人はどうすればよいのか(1/24)

【市の回答】2018年3月末までに試算を精査する。なお、エレベーターではなくチェアリフトを使うと、もっと天守閣に登れる人は少なくなる。

【回答のおかしさ】現在の試算では、半分は木造天守閣に登れないことに。来る人が少なくなれば、「入場料で全てまかねう」が破綻する。

【質問2】石垣部会は中断しているが、調査は2018年2月末の期限までに間に合うのか？(1/23)

【市の回答】努力する。

【回答のおかしさ】石垣調査は、木造天守閣のためではない。仮に詳細調査を行うとして、一旦現天守閣を閉鎖しても、詳細調査終了後現天守閣を再オープンすればよい。

【質問3】現天守閣の地下に埋まっているケーソン基礎を調査していない。活用するかどうかはいつどこで判断するのか(1/24)

【竹中の回答】確かに調査していない。ケーソン基礎の中に杭を打つ工法を採用することに決めた。

【回答のおかしさ】2015年12月に名古屋市が出した「業務要求水準書」では「ケーソン基礎の耐久性の確認」という項目があるため、市との契約違反となる。

【質問4】建築基準法、地震対策などもあり、史実通りにはできないのではないか(1/24)

【竹中の回答】現在、史実はどうであったかを解説している。実施設計の中で、全てが実現できるかどうか判断する

【回答のおかしさ】仕様について、基本設計で全て決めないといけない。(国土交通省告示第15号、建築士法違反)

【質問5】エレベーター設置のありなしは2018年3月に方針を定める。基本設計は2018年2月にまとめる契約。矛盾するのではないか(1/23)

【名古屋市の回答】基本設計は、エレベーター設置のありなし複数案をまとめる

【回答のおかしさ】基本設計は1案のみ。これでその後の見積もりが可能。なお、エレベーターを設置しないことはバリアフリー法違反。

【質問6】竹中の当初案 4人乗りエレベーターは車椅子が4台か？(1/23)

【竹中の回答】健常者が4人。手動車椅子は1台は乗れる。

【回答のおかしさ】電動車椅子、スレッチャータイプ排除。

【質問7】木造天守閣はどのように

すれば国宝になるか(1/23)  
【市の回答】わかりかねる。市民に愛着が持てる名古屋城について、  
【回答のおかしさ】市長が一方的に「国宝になる」と言っているだけ。

【質問8】名古屋城天守閣は宝暦、本丸御殿は慶長と時差がある(1/18)  
【市の回答】復元の時差は有識者が決めた。資料は宝暦がある。  
【回答のおかしさ】宝暦天守閣と慶長本丸御殿が併存した試しない

【質問9】木材調達は可能か。(1/19)  
【竹中の回答】現時点では市と契約しておらず、調達していない。多くの地域からオファーが来ており、調達可能と理解している。  
【回答について】外材を一部使用する予定。

【質問10】2万人アンケートに不備があり、市民の意見をあらためて聞いて欲しい(1/19)  
【市の質問】アンケートだけで決めたわけではない。議会でも9ヶ月議論した。  
【回答のおかしさ】議会は基本設計予算を承認しただけで、今後、実施設計、現天守閣解体、木造工事などの予算が提案されるごとに議論する。市議会として木造復元を決めた、という訳ではない。

## 市開催「名古屋城天守シンポ」に300人

18/1/28に市主催で「名古屋城天守シンポ」が開催されました。会場からは、「2016年5月に行つた2万人アンケートは不備があるためやり直せ」「100分の100模造品だ。400万人が急な階段を上るのは不可能。」「車椅子でも最上階に背負われずに登りたい」などの意見が多数でした。河村市長は「2017年市長選挙で圧勝したため民意は示された。バリアフリーは、背負子、近代技術、ドローンなど検討中」とするだけで具体的な話しませんでした。

## 石垣調査は木造天守

## 閣のためではない

瀬口座長の発言撤回と謝罪は行われていないものの、石垣保全のため必要だとして、2018年1月30日、石垣部会が再開されました。

石垣部会は「天守台石垣調査については、天守台石垣の保全を目的として調査をしており、それ以上でもそれ以下でもない。過去ほとんどの報道にあるような『木造復元のための露払い調査』ではない。また、名古屋市が木造復元すると市長・議会が決めても、史跡の整備ができるかは関係がない。石垣部会は、『文化庁によってオーソライズされておらず、現状変更許可が下りていないこと』について過去議論していない。文化庁の復元検討委員会では、これまで1秒も木造天守閣のための議論をした事は無い。市は、石垣調査と木造復元と直結しているような説明がなかったかぜひ襟を正して欲しい」と再度述べました。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180117-1.pdf>

## 石垣部会は「保存活用計画(案)認めず

また2018年3月末までに策定する予定の「保存活用計画(案)」について、「今回初めて『報告』として見せられた。庭園にせよ、建造物にせよ、石垣にせよ、どの時代の形を目標にして保存・回復していくか、統一性が取れた指標が示されていないなど、内容が大変矛盾している。こんな矛盾した保存活用計画(案)が採用されると、これに縛られてしまい、大矛盾による混乱が起きて石垣修理は間違なく頓挫する。今回、『石垣部会に保存活用計画(案)を報告した』と実績づくり使われるのを恐れる。石垣部会に議題としてあげ、内容を反映していただきたい。」「これでは文化庁から『保存活用計画としては不備』としてやり直しを命じられる。市も『議論が尽くされていない』と言っちゃった。残り2ヶ月では無理。専門家が議論して作らないとだめ。」「石垣部会としてはこれを認めない。1年ほど練って欲しい。このままでは恥ずかしい」とする意見をまとめました。

西野名古屋城管理事務所長も

「石垣部会がこれを認めないとすることは受け止める」としました。

## 石垣部会による瀬口氏発言抗議書簡ついに公開

18/1/31、石垣部会から市に送られた瀬口座長の書簡が全面公開されました。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/171016.pdf>

これまで、「公にすることにより、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にかかる事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)」内容が非公開でした。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/171121-2.pdf>

瀬口氏発言は、石垣部会を侮辱するだけでなく、全国の石垣保全にマイナスになります。瀬口氏は、マスコミからの質問に一切応じおりません。

一刻も早く瀬口氏は発言を撤回・謝罪すべきですし、市長をはじめとする市当局は瀬口氏への働きかけならびに座長・有識者としての適格性の検証もすべきです。

## パブコメ2/15まで

名古屋城の憲法とも言える「保存活用計画(案)」は、18/2/15までパブコメを募集しています。そこに「木造復元は、特別史跡内の建造物として本質的価値の理解を促進する」という点において優位性が高く、また、現天守閣が有する価値の保存、継承といった木造復元におけるさまざまな課題も、それぞれの方策によって克服することが可能であると考えられるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める。と明記しています。一人でも多くの人にパブコメの提出をお願いします。

なお、18/2/8(木)18時半~、「名古屋城天守を『戦後復興市民のシンボル』に」という団体が、金山市民会館でパブコメ学習会を行い、名古屋市民オンブズマンの内田隆が今回のパブコメの位置づけと名古屋市の説明の矛盾を説明します。



名古屋城総合事務所

所長 西野輝一様

あってはならぬことが、いってはいけない発言が、マスコミも見守る公式の、公開の場でおこつてしましました。これから秒読みで保存活用計画にしっかり書き込まねばならぬ最大の課題を残すなかでの発言であり、これから文化庁との対応次第では、むづかしい局面となりましょう。しかも、苦労して、はじめて集まった4部会の前での、それをたばねる立場にある全体整備検討会の座長、瀬口氏の発言です。

そもそも、特別史跡「名古屋城跡全体整備検討会」が開催されるきっかけは、石垣部会に対して、名古屋市議会議員団からの依頼で、おこなった公開の意見交換会でした。議員団からの質問の1つ目は、天守台石垣上に残るコンクリート製天守を撤去し、それに新たに復元天守を設ける実施計画が、「天守閣部会」で進行中である。それに対して石垣部会は、すでに決まっている工期、工程などの実施計画に対し、どう対処するつもりなのか。

石垣部会からの回答として、「天守閣部会」から公式の連絡はいっさいない。だから、すでに関係者間で決められている工期、工程案に対して、石垣部会からどうこう申すことは一切ない。示された工程案で進めるのみである。2つ目の質問は、今後、石垣部会に対し、合同の集会への参加を求められた場合、どうするのかという問い合わせには、求めがあれば、いつでも出席すると感じている。

今回の全体整備検討会の冒頭、「石垣部会からの提言」の補足説明の中で、現在の石垣部会の前身は、平成14年度からはじまった大手揚手馬出石垣委員会であり、現在も文化財としての石垣修復工事を継続中と報告した。さらに報告として、国の特別史跡内の天守台へ、復元天守をおく計画案といった、指定文化財への現状変更行為は、保護以外の目的で進めることは基本的にあり得ない（文化財保護法）。そのために、文化財石垣としての、遺構の価値の検証と保護対策として、事前の考古学的調査が不可欠なのであり、すでに必要な調査をはじめている。今後、4部会で調査結果を共有する必要があることにふれ、そのための対策案も提示したのである。おそらく、こうした一連の調査が認められて、はじめて、文化庁からのなんらかの回答が予想できるのではと、補足説明をした。これが全体整備検討会までの、石垣部会が進めてきた経緯です。

今回の瀬口氏の発言は、石垣部会が、文化財の保護のみに固執して、安全や人命を軽視する集団だとみなされており、意図的な印象操作と映ります。印象操作といえば、西形先生からの発言で、「天守閣部会も石垣の保全が、特別史跡の整備・活用にあたっては、その保全が基本になることを、しっかりと理解すべき」といった内容に対し、瀬口発言では、180度反対の天守閣部会の理解に仕上げて、石垣部会の考え方を否と解しました。市長コメントを出された市長さんは、納得されるのでしょうか。

重要なことは、前述した「石垣部会からの提言」の冒頭でもふれたように、大手揚手馬出委員会では、西山一彦先生指導の下に、文化財石垣のもつ本質的価値の保存（担保）と、地盤工学か

らの徹底した安全性の確保をはかりながらの調査を実施してきた。現在のところ、搦手馬出石垣は、文化財保護を前提に、伝統技術を基本としながら、史跡の整備としての安全性を考慮した整備を心がけてきたのである。全国での実施事例としては、きわめて高い調査水準を維持しているといえる。それだけに、前座長の西田先生に対して、瀬口発言は、先生の指導を受ける石垣部会メンバーにとっても、先生のこれまでのご研究を否定するかの発言であり、看過できない。

一時的にせよ、石垣部会において座長までつとめられた瀬口氏が、石垣部会は、文化財の保護、本質的な価値のみを重視して、安全性、人命を軽視しているという発言には、さらに、重大な問題発言といえる。それは、いま全国各地で実施されている、文化財石垣の修復工事に対する挑戦とも受け取られる。

まず、文化庁であるが、安全性、人命を軽視した修復工事をまったく認めてはいない。当然、石垣部会としても、十分配慮しながら対策を講じていることは、すでにふれたところである。瀬口氏の発言は、現在注目されている熊本城や、全国の修復工事にかかる「文化財石垣保存技術協議会」に関わる人々にとっても、けっして見逃すことのできぬ重いことばである。

近く、天守閣部会も開催されるであろう。同部会として今回の瀬口発言をどのように総括されるのであろうか。その状況次第によっては、当石垣として抗議の意を明確にするため、全委員の離任、部会の解散を念頭に、すでに全委員からの合意を得ている。

前回の瀬口氏による不用意な発言（石垣部会の「越権行為」云々）に端を発する混乱に対して（別添の元NHK解説員毛利和夫氏の論評参照）、当石垣部会としては、市当局が推進する特別史跡「名古屋城跡」保存整備のための、事業全体に対する悪影響を予測し、これを回避するための調整に協力しました。しかし、今回、4部会を総括する全体整備検討会の座長である瀬口氏は、2度目の問題発言をされました。氏の認識には、その後も変化がないことが理解できました。

こうした座長の姿勢と、特別史跡としての保護方針に対する挑発的と思える態度に、当部会から厳重な抗議が起こっていることを、西野所長より伝えていただきたいと思います。ここであらためて全体整備検討会、および天守閣部会の総括責任者として、今回の問題発言を明確に撤回され、加えて石垣部会に対して謝罪行動がない限り、文化庁に経緯を報告したうえで、現行の石垣部会の解散（全委員の離任）を行う予定です。

なお、このことは全委員（赤羽、千田、宮武の各委員）の総意によりますので、重ねて申し添えます。

以上、縷々述べましたが、瀬口氏が座長のままで、4部会と全体整備検討会の協力的調整が得られるのでしょうか。マスコミや文化庁側からみても、きわめて異常な事態ですが、私ども石垣部会としては、このままの状態で、本来の機能の維持は無理であろうと判断しますが、いかがでしょうか。

今週以降の、瀬口氏の去就に注視したいと思います。

2017年10月16日

北垣聰一郎（石垣部会を代表して）

平成 30 年 1 月 17 日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋城総合事務所長 西野 輝一 様

特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議

石垣部会を代表して

部会長 北垣 聰一郎

## 特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議石垣部会の 今後の活動方針について

当特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議石垣部会(以下、石垣部会と略す)は、同会議座長兼天守閣部会長の瀬口哲夫氏が昨年2度にわたって発した、石垣部会に向けての挑発的発言に対して強く抗議するとともに、特に昨年 10 月 13 日開催の第 24 回全体整備検討会議の席上にて「石垣部会は安全性を考えていない」との暴言についての撤回と謝罪を求めてきた。

さらには、この問題が未解決な状況下にあるにも関わらず、12 月 4 日の市議会経済水道委員会において名古屋城総合事務所は、石垣部会による指導・審議中断が長期化し最悪の場合「解散」となった際には文化庁の助言を得て他の専門家を新規に委嘱する、との答弁を行った。当部会との信頼関係を崩すような方針を事務局側が提示する事態となり、他方、混乱の直接原因者である瀬口氏からは詭弁に近い「言い訳」が事務局を介して表明されたのみで、現時点に至るまで明確な謝罪の言葉も誠意ある姿勢も示されていない。

こうした混乱の中、当石垣部会側から自主的に事態の収拾を模索する形で 12 月 18 日に市当局との調整会合を申し入れたところ、その協議の席上、河村市長が瀬口氏に面談の上で 10/13 発言の撤回を直接促した(氏はこれを拒否)との経緯を市側から伝えられた。また、市としては、瀬口氏発言のように石垣部会が見学者の安全性を軽視する姿勢にあるとは全く認識しておらず、事業推進部局としても遺憾であるとの、組織としての意思表示があった。

当部会としては、この 2 点に関しては肯定的評価を持つに至ったが、それと同時に、昨夏より

開始された本丸北西隅一帯の石垣保全方策立案を目的とするトレンチ調査の指導が中断したままの状況を、遺構保護の立場から憂慮し続けている。

こうした事態の推移を踏まえて、部会内部で今後の対応策の検討を重ねた結果、今般、以下の事項を条件として部会活動の再開に踏み切るという判断に達した。

1. 瀬口哲夫氏に対して自己の暴言の撤回と謝罪を引き続き強く求めるとともに、事務局は当部会からのこの要請の執行を継続すること。
2. 事実上の停止状態にある本丸搦手馬出の石垣修理事業を即時再稼働させることで、特別史跡の保存に要する学術的審議・指導組織としての、本来の石垣部会の活動と用務に軌道修正すること。
3. 前項2に従い、文化庁記念物課による特別史跡の現状変更許可の方針が固まっている（要は、文化財保護の観点からのコンセンサスが得られていないような）調査・整備事業については、今後も当部会での審議対象とはしないこと。
4. 天守台を含めて、城内に残る藩政期以前のあらゆる遺構の保存と安定化に反する行為に対しては、これを排除する目的に立った指導・提言を当局に向けて行うとともに、名古屋城本来の旧状への回復に努めること。
5. 前項4とも共通する文化財保護上の理念に従って、本丸北西隅一帯で開始された石垣・堀跡の保全に必要なデータを収集するためのトレンチ調査に関して、専門的見地からの指導や調査成果の評価に係る検討を再開すること。

以上、5つの要件の相互確認と遵守を前提条件として、当石垣部会は特別史跡「名古屋城跡」の保全と旧態の回復とを目的とした諸事業に対する審議・指導を再開する次第である。

以上

# 「一宮市 市社協に許可なく格安駐車場貸付」住民監査請求提出

平成30年1月25日、一宮市長に対し、社協に許可無く無償・格安で貸した駐車場代について住民監査請求を提出しました。金額は463,380円と少額ですが、行政財産の一宮市尾張一宮駅前ビル(i-ビル)等、ほとんどすべて物件の使用料が議会で承認されていないことが分かり、今後大きな金額の監査請求に繋がると思います。

## 市と社協の癒着調査がきっかけ

監査請求に至る経緯は、市と社協の癒着関係の調査がスタートです。

一宮市と一宮福祉協議会の関係で癒着関係が疑われたため、人・物・金について情報公開請求する中で、開示された資料の中に平成27年度、社協目的外使用料算定計算書には駐車場使用料9台分、年間合計184,608円の記載がありました。周辺価格に対しやすく感じたので価格の根拠の質問に対し一宮市条例第4号「行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項第1号」(以下使用条例という)に基づき決めていくことで無償分もあるとの回答でした。

## 議会の議決もなし

平成25～28年度議会の承認なし、地方自治法96条に違反・しかも、平成25～27年度行政財産の目的外使用の許可なし。

平成25年度、口頭で駐車場を社協に貸付以来使用料について一度も議会で、承認されていません。しかも平成28年度を除く、平成25～27年度までは行政財産の目的外使用の許可もなく、貸付の記録も一切ないことです。

## 許可無く無償貸出

使用料は許可がないのに、行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項第1号に基づきを適用。

平成28年度分は社協が申請書で6台分無償を希望するが、許可書に無償の記載はありません。

童部部長の話でも、窓口部長が定年退職後県紹介で勤めることは禁止されているとのことです。

## 遡っての許可は許されるか？

平成30年1月10日付行政財産の目的外使用について(許可)は許可期間・使用料等不鮮明

今回の遡っての許可は行政法上問題だと思いますが、それを万が一認めたとしても次の問題が生じてくると思います。別紙行政財産の目的外使用について(許可)3項で、「使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了1か月前までに書面をもって市長に申請しなければならない」と記載されています。

即ち、継続する場合は、28年2月末までに、市長宛申請が必要です。従って28年7月1日付28年4月1日～31年3月31日許可はなくなります。仮に28年7月1日付許可が存在している場合、無償の駐車場代は28年3月31日迄であり28年4月1日以降有償になります。しかしこの記事を掲載すれば、市は社協に市長に対して審査請求を起こさせ辻褄合わせをすると思います。

## 経緯を調査中

この問題からだけでも、市と社協の癒着のひどさが想像できます。決め事等の記録もないようですが、どのような経緯で、2度にわたり過去に遡り許可されたのか等、行政文書公開で資料取り寄せ中ですが、当然あるべき資料がない場合があります。特に会議等での決め事の記録がなく、幹部会議での市長からの伝達・指示の「会議等の記録は残す」等の簡単なことですら守られておりません。

## 社協市部長は市の社協担当が天下り

支部長は、市在任中社協の窓口責任者、天下り人事・県社協では禁止事項です。

①支部長は平成28年度、市の紹介で社協に再就職。一般的に在任中の関係先への定年後の再就職は禁止されていると思います。

②前号記載の(第192号)の現在も未解決の「社協貸付金の未償還金補填問題の最高責任者と福祉健康委員会で副市長から説明された人で、市在任中は社協の理事。

行政財産目的外使用の2度の遡り許可に関係しています。

③愛知県社会福祉協議会民生児

平成30年1月10日

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

会長 河村 正夫 様

一宮市長 中野 正康

行政財産の目的外使用について（許可）

平成30年1月9日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき下記の条件を付けて許可します。

なお、この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に一宮市長に対して審査請求することができます。また、この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

記

1 使用許可物件

- (1) 名 称 一宮市役所尾西庁舎
- (2) 所 在 地 一宮市東五城字備前12番地
- (3) 種 類 土地
- (4) 種 目 駐車場
- (5) 数 量 11.43 m<sup>2</sup> (1台分) の敷地5台分 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)  
11.04 m<sup>2</sup> (1台分) の敷地7台分 (平成26年4月1日～平成26年9月30日)  
11.04 m<sup>2</sup> (1台分) の敷地15台分 (平成26年10月1日～平成28年3月31日)
- (6) 使用部分 別添図面のとおり

2 用途の制限

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件を一宮市社会福祉協議会の事業の用に供さなければならない。

3 使用許可期間

使用許可の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了1か月前までに書面をもって市長に申請しなければならない。

#### 4 使用料および延滞金

- (1) 使用料は、1年1台につき平成26年度は20,760円、平成27年度は20,512円とする。ただし、1年満たない場合は月割とする。なお、平成25年4月から平成26年9月までの5台分及び平成26年10月から平成28年3月までの6台分は免除とする。
- (2) 使用料は、納入通知書により指定する期日までに指定する場所に納入しなければならない。
- (3) 指定期日までに使用料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

#### 5 使用料の改定

市長は、経済情勢の変動、一宮市条例の改廃、その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

#### 6 使用上の制限

- (1) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 使用者は、指定する用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。
- (3) 使用者は、修繕、模様替その他の行為をしようとするときは事前に書面をもって承認を受けなければならない。

#### 7 許可の取消等

次のいずれかに該当するときは、この許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 市において公用若しくは公用に供するため必要が生じたとき。
- (2) この許可の条件に違反する行為があると認めるととき。

#### 8 許可取消等の損害

前記の許可の取消等により使用者が損害を被ることがあっても市は、損害を補償しない。

#### 9 原状回復

- (1) 使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消などにより返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、なんらの異議を申し立てることができない。

#### 10 損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 前記の場合の他、使用者は、この許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用を請求できない。

12 実地調査及び報告

市長は、必要があるときは、その職員をして隨時実地調査をし、その維持管理及び使用に關し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、使用者は当該職員の立入調査を拒むことができない。

13 疑義の決定

本条件に関し、疑義があるときその他使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

# 半田元県議政務活動費住民訴訟

## 原告「翻訳1ページ2000円で可能」

### 裁判所「翻訳料が高額である証拠を示せ」

18/1/17に名古屋地裁で半田晃士元愛知県議の政務活動費の返還を求める住民訴訟の弁論がありました。

裁判所は原告の名古屋市民オンブズマンに対し、半田氏が個

人に委託した翻訳、調査、アンケート、旅行手配料金が高額だとする証拠を求めてきました。

原告は「翻訳の英語の原文は見つけられなかった。翻訳料の相場も特段ないが、仮に法テラス基準を採用するのであればA4版1枚で2000円が目安となる。本件ベース市英語資料翻訳結果はA4版で6枚となり、17万円の委託料を支払うのは高額すぎる」と主張しま

した。今後、調査費、アンケート費、旅行手配料金の相場を何とか調査する予定です。

一方、被告愛知県は、「主張は積極的には考えていない」としました。補助参加人の半田氏は「まとめて反論したい。2ヶ月半程度必要」としました。次回期日は18/2/28(水)11時～名古屋地裁1102法廷です。ぜひ傍聴下さい。

## 調査すら出来ず

## 名古屋市 空見ふ頭展示場 断念へ

名古屋市は、名古屋港にある空見ふ頭に大規模な展示場を計画する予定でしたが、「許認可権を持つ愛知県が反対している」として断念を検討と表明しました。

### 愛知県は「事業性に大きな疑問」

当初愛知県と名古屋市が連携し大規模展示場を作ろうとしていましたが決裂し、愛知県は中部空港島に大規模展示場を作る計画を着実に進めています。名古屋市は別途、空見ふ頭にある東邦ガスの土地に大規模な展示場を作ろうとしていました。

愛知県は、「空見ふ頭については、埋設ガス管移設費用や、建ぺい率問題、土壤汚染疑惑、連絡デッキ整備やアクセス新駅を別途作る必要があるなど、事業性に大きな疑問がある。地権者の東邦ガスは、『知事が反対している以上、最低限、県の合意が得られない」と貸さない」としている。」と17/3/15に名古屋市に文書を送付して

います。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/data/170315-4.pdf>

### 17年市議会は2000万円調査予算可決

名古屋市は上記問題をクリアできるかどうかを調査するために、2017年3月議会で調査費2000万円を提案し、多数の問題が指摘されたものの、名古屋市議会は付帯決議をつけて調査費を可決しました。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/170322-4.pdf>

### 市長は県をアポなしで訪問

18/1/22、河村市長はアポなしで担当部長を訪ねて、1月26日までに愛知県の見解をまとめ回答するよう求めました。1月26日に愛知県から返事があり「空見ふ頭は事業可能性がなく具体化できないた

め賛同することはできない。愛知県と名古屋市の連携を実施するのは混乱を招くことが懸念され、時期尚早である」とする回答をまとめたとのこと。(18/1/28 横井利明名古屋市議ブログより)

18/1/29河村市長定例記者会見では、概ねそのようなことがあったとするも「正式に東邦ガスにこれまでの愛知県と名古屋市のやりとりを文書で送る。その返事を受けてから発表したい」とするのみ。また、「東邦ガスから空見ふ頭が断られた場合、別の代替場所を名古屋港で探す。」と述べました。

### ずさんな計画で無用な混乱

空見ふ頭のハードルがあまりにも高く、調査が進まないことは1年前に既に分かっていました。無用な混乱と、貴重な人件費・議会の時間を空費した名古屋市の進め方に大変疑問があります。また、予算を通した名古屋市議会も問題です。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2018年2月以降

月	日	曜日	時間	行 事 ・ 裁 判 ・ 催 し	場 所
2	28	水	11:00-	半田元県議政務活動費住民訴訟第13回弁論	名古屋地裁1102号法廷

\*第1,第3火曜日午後6時半～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」